

新規上場のための有価証券報告書 (I の部)

上場申請会社

株式会社ブルーゾーンホールディングス

提出会社

株式会社ヤオコー

目次

表紙	頁
第一部【組織再編成に関する情報】	1
第1【組織再編成の概要】	1
1【組織再編成の目的等】	1
2【組織再編成の当事会社の概要】	4
3【組織再編成に係る契約等】	5
4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	14
5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	14
6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	14
7【組織再編成に関する手続】	15
第2【統合財務情報】	17
第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】	19
第二部【企業情報】	20
第1【企業の概況】	20
1【主要な経営指標等の推移】	20
2【沿革】	20
3【事業の内容】	20
4【関係会社の状況】	21
5【従業員の状況】	22
第2【事業の状況】	24
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	24
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	24
3【事業等のリスク】	24
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	26
5【重要な契約等】	26
6【研究開発活動】	26
第3【設備の状況】	27
1【設備投資等の概要】	27
2【主要な設備の状況】	27
3【設備の新設、除却等の計画】	27
第4【上場申請会社の状況】	28
1【株式等の状況】	28
2【自己株式の取得等の状況】	31
3【配当政策】	32
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】	32
第5【経理の状況】	46
第6【上場申請会社の株式事務の概要】	47
第7【上場申請会社の参考情報】	48
1【上場申請会社の親会社等の情報】	48
2【その他の参考情報】	48
第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】	49
第四部【特別情報】	50
第1【最近の財務諸表】	50

1	【貸借対照表】	50
2	【損益計算書】	50
3	【株主資本等変動計算書】	50
4	【キャッシュ・フロー計算書】	50
第2	【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	50

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）

上場申請会社である株式会社ブルーゾーンホールディングス（以下、「当社」又は「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、2025年10月1日に設立登記の申請を行う予定であります。

（注）本報告書提出日の2025年9月1日において、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である2025年10月1日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現はしていません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸

【提出日】 2025年9月1日

【会社名】 株式会社ブルーゾーンホールディングス

【英訳名】 BLUE ZONES HOLDINGS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 野 澄 人

【本店の所在の場所】 埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1

【電話番号】 下記の株式会社ヤオコーの連絡先をご参照願います。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社ヤオコー

【英訳名】 YAOKO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川 野 澄 人

【本店の所在の場所】 埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1

【電話番号】 049(246)7000(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 上 池 昌 伸

【最寄りの連絡場所】 埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1

【電話番号】 049(246)7000(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 上 池 昌 伸

第一部【組織再編成に関する情報】

第 1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 単独株式移転による持株会社体制への移行の背景・目的

(1) 持株会社体制への移行の背景

ヤオコーグループは、「地域のすべての方々の食生活をより豊かに、より楽しく」をグループ経営理念として掲げており、「お客さまに価格以上の価値を提供し続ける」、「働く全員が仕事に誇りを持ち、生活を楽しめる会社にする」、「無駄をなくし、生産性の高い独自のモデルを構築する」、「すべての関係者と協力しながら社会課題の解決に貢献する」、これらを実現することで持続的な成長を実現していくことを目標としております。

ヤオコーグループを取り巻く経営環境は、出店エリアにおきまして、北関東地方や横須賀三浦地域（神奈川県）、外房地域（千葉県）などでは少子高齢化が加速度的に進みマーケットの大きな縮小が見込まれます。また、経済全体のインフレ基調が続くなかで、消費者の節約志向がますます強まり、さらに、原材料費、人件費、建築資材をはじめとする様々なコストの高騰は継続し、厳しさを増すことが想定されます。

こうした厳しい環境下、独自の「強み」を持った食品スーパーマーケットの企業が連帯しつつも切磋琢磨することで元気に勝ち残り、将来にわたって、地域の皆さまの食生活の向上に貢献していくために、持株会社体制への移行を決断いたしました。

なお、持株会社の名称につきましては、当社グループが、地域にお住まいの皆さまにとって、人生を楽しみながら元気に長生きできるコミュニティづくりのお役に立てる存在でありたいとの想いから、「株式会社ブルーゾーンホールディングス」といたしました。

(2) 持株会社体制への移行の目的

① グループとしての商圏シェアアップ

ヤオコーグループは、食品スーパーマーケット事業において、小商圏高頻度来店を企図した「豊かで楽しく健康的な食生活提案型」のフォーマット（ライフスタイル業態）と広域のお客さまの「まとめ買い」ニーズに対応したディスカウントのフォーマット（ディスカウント業態）という二つのフォーマットを運営しております。この二つのフォーマットを深化させることで、地域のすべてのお客さまにご満足いただき、地域のシェアアップを図るとともに、各社が独立運営により、独自の「強み」を磨いていくことを基本戦略としています。

今回の持株会社体制への移行に伴い、グループ各社は名実ともに「親子関係」ではなく「兄弟関係」となります。これにより、グループ各社は互いに切磋琢磨しながら、各々が自律的な成長を図ってまいります。

また、当社グループの考えに共鳴し、独自の「強み」を持つ食品スーパーマーケット企業とは、持株会社のもと更なる連帯を進めてまいります。当社グループは、地域にお住まいの皆さまのご期待に応えられる食品スーパーマーケット企業の大きな連合体の形成を目指してまいります。

② グループのガバナンスの強化

グループの経営管理機能と業務執行機能を分離するとともに、業務執行部門である各事業会社においても権限と責任を明確にします。そして、意思決定の迅速化、事業責任の明確化を図ることで、当社グループ全体の競争力の強化を目指してまいります。

なお、「グループ売上高 1 兆円」に向けた基盤づくりを進めるべく、持株会社においては、M&A・新規事業開発・ESG対応などのグループ経営の戦略立案、グループ全体のリスク管理、管理部門のシェアドサービスという三つの機能を担うことを計画しております。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	株式会社ブルーゾーンホールディングス (英文表示: BLUE ZONES HOLDINGS CO., LTD.)
(2) 所在地	埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1
(3) 代表者及び役員就任予定者	代表取締役会長 川野 幸夫 代表取締役社長 川野 澄人 取締役 上池 昌伸 取締役 石塚 孝則 社外取締役 斉藤 麻子 (独立役員) 社外取締役 葛原 孝司 (独立役員) 社外取締役 鎌田 由美子 (独立役員) 常勤監査役 山田 昌宏 社外監査役 佐藤 幸夫 (独立役員) 社外監査役 橋本 勝弘 (独立役員) 社外監査役 五十嵐 毅 (独立役員)
(4) 事業内容	食品スーパーマーケット事業や貿易事業等を営む子会社の経営管理及びこれに付帯する業務
(5) 資本金	9,846,755,216円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産 (連結)	未定
(8) 総資産 (連結)	未定

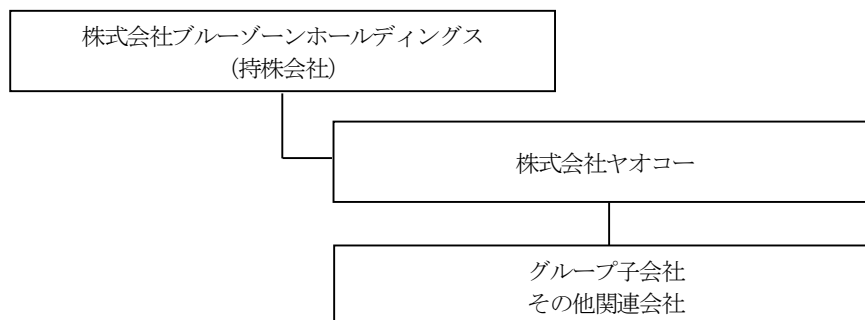
② 上場申請会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において企業集団はありませんが、当社設立直後 (2025年10月1日) の時点では以下のとおりとなる予定であります。

[概要図]

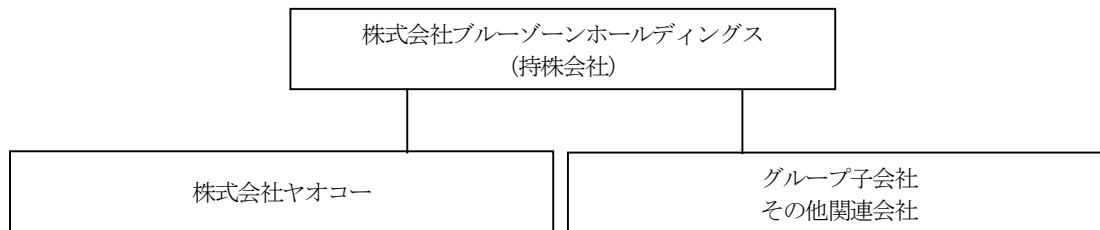
A. ステップ1: 単独株式移転による持株会社の設立

2025年10月1日を効力発生日とする本株式移転により持株会社を設立することで、株式会社ヤオコー (以下「ヤオコー」といいます。) は当社の完全子会社になります。



B. ステップ2：持株会社の設立後のグループ会社の再編

本株式移転の効力発生後、持株会社体制への移行を完了するため、ヤオコーの子会社を当社が直接保有する子会社として再編する予定です。なお、かかる再編の具体的な内容及び時期につきましては、決定次第お知らせいたします。



当社設立後の、当社とヤオコーの状況は以下のとおりです。

ヤオコーは、2025年6月24日に開催された定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2025年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することによりしております。

会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	役員の兼任等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務提 携等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)				
(連結子会社) 株式会社 ヤオコー	埼玉県 川越市	9,846	食品を中心と したスーパー マーケット	100.0	11 (予定)	未定	未定	未定	未定	未定

- (注) 1. 資本金は最近事業年度末日（2025年3月31日）時点のものであります。
 2. ヤオコーは、有価証券報告書の提出会社です。
 3. ヤオコーは、当社の特定子会社に該当する予定です。
 4. 本株式移転に伴う当社設立日（2025年10月1日）をもって、ヤオコーは当社の株式移転完全子会社となり、2025年9月29日をもって、上場廃止となる予定です。

本株式移転に伴う当社設立後、ヤオコーは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるヤオコーの最近事業年度末日(2025年3月31日)時点の関係会社の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社エイヴィ (注) 2	神奈川県横須賀市	400	食品を中心とした スーパーマーケット	100.0	ヤオコーより事業 資金・運転資金の 貸付を受けており ます。 役員の兼任 3名
株式会社フーコット	埼玉県比企郡小川町	400	食品を中心とした スーパーマーケット	100.0	ヤオコーより事業 資金・運転資金の 貸付を受けており ます。 役員の兼任 3名
株式会社せんだう (注) 3	千葉県市原市	10	食品を中心とした スーパーマーケット	66.0	ヤオコーより商品 の仕入を行って おります。 役員の兼任 1名

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 株式会社エイヴィについては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	79,740百万円
	② 経常利益	4,348百万円
	③ 当期純利益	3,039百万円
	④ 純資産額	23,286百万円
	⑤ 総資産額	39,954百万円

3. ヤオコーは、2024年4月1日付で、持分法適用関連会社であった株式会社せんだうの株式の一部を譲り受け、連結子会社としております。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、ヤオコーは当社の完全子会社となる予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

② 役員の兼任関係

当社の取締役は、ヤオコーを含む当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定です。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社と当社の完全子会社となるヤオコーとの取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要 ②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3【組織再編成に係る契約等】

1. 株式移転計画の内容の概要

ヤオコーは、同社の定時株主総会による承認を前提として、2025年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ヤオコーを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2025年1月14日開催のヤオコーの取締役会において承認いたしました。当社は、本株式移転計画に基づき、ヤオコーの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画は、2025年6月24日に開催されたヤオコーの定時株主総会において、承認可決されました。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

2. 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社ヤオコー（以下「甲」という。）は、単独株式移転の方法により、甲がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社（以下「乙」という。）に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）に関し、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日（第6条に定義する。以下同じ）において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる本株式移転を行う。

第2条（目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

- （1）目的 別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。
- （2）商号 「株式会社ブルーゾーンホールディングス」とし、英文では、「BLUE ZONES HOLDINGS CO., LTD.」と表示する。
- （3）本店の所在地 埼玉県川越市におく。
- （4）発行可能株式総数 54,634,000 株とする。

2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」記載のとおりとする。

第3条（設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

乙の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

- （1）代表取締役会長 川野 幸夫
- （2）代表取締役社長 川野 澄人
- （3）取締役 上池 昌伸
- （4）取締役 石塚 孝則
- （5）社外取締役 齊藤 麻子（独立役員）
- （6）社外取締役 葛原 孝司（独立役員）
- （7）社外取締役 鎌田 由美子（独立役員）

2 乙の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

- （1）常勤監査役 山田 昌宏
- （2）社外監査役 佐藤 幸夫
- （3）社外監査役 橋本 勝弘
- （4）社外監査役 五十嵐 毅

3 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

監査法人 A&A パートナーズ

第4条（本株式移転に際して甲の株主に交付する株式及びその割当て）

乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。

2 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式1株につき、乙の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（資本金及び準備金の額）

乙の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|-----------------|
| （1）資本金の額 | 9,846,755,216 円 |
| （2）資本準備金の額 | 2,461,688,804 円 |
| （3）利益準備金の額 | 0 円 |

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下「乙の成立の日」という。）は、2025年10月1日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、乙の成立の日を変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

甲は、2025年6月24日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（上場証券取引所）

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所プライム市場への上場を予定する。

第9条（株主名簿管理人）

乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の消却）

甲は、乙の成立の日の前日までに開催される取締役会の決議により、甲が保有する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める株式買取請求権の行使に係る株式の買取りにより取得する自己株式を含む。）を、基準時まで消却するものとする。

第11条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、乙の成立の日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等（関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。）が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第12条（本計画の変更等）

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第13条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2025年1月14日

埼玉県川越市新宿町 1丁目 10 番地 1
株式会社ヤオコー
代表取締役社長 川野 澄人

株式会社ブルーゾーンホールディングス 定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ブルーゾーンホールディングスと称し、英文ではBLUE ZONES HOLDINGS CO., LTD.と記載する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動の支配または経営管理およびこれに附帯または関連する業務を行うことを目的とする。

- (1) 生鮮魚介類の加工ならびに販売
 - (2) 青果物の生産、加工および惣菜類の加工ならびに販売
 - (3) 食肉類の加工ならびに販売
 - (4) 飲食物の製造ならびに販売
 - (5) 清涼飲料水の販売
 - (6) 酒類、塩、たばこ、米穀の販売
 - (7) 切手、印紙の販売
 - (8) その他一般食料品の製造ならびに販売
 - (9) 衣料品、服飾雑貨、履物、時計、眼鏡、カメラ、化粧品、日用雑貨類の販売
 - (10) 生花、園芸植物、園芸用品、ペット用品、大工用品の販売
 - (11) 車輛による食料品、雑貨類の移動販売
 - (12) 不動産の売買、管理および賃貸借
 - (13) 薬局の経営
 - (14) 医薬品、医薬部外品、医療用具、毒物、劇物、農薬、計量器の販売
 - (15) 家庭用電気製品、電気音響機器、電気通信機器、寝具・インテリア用品の販売
 - (16) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - (17) 旅行斡旋業
 - (18) スポーツクラブ、料理教室などの文化教室の経営
 - (19) クリーニング、宅配便の取次業
 - (20) 書籍、文房具、玩具、楽器、カー用品、自転車、スポーツ用品の販売
 - (21) スポーツ用品、キャンプ用品、旅行カバン、ビデオカメラのレンタル業
 - (22) 美術館、博物館および資料館の経営および管理ならびに絵画、古物および美術工芸品の売買、交換、賃貸、仲介、管理ならびに展覧会の企画および実施
 - (23) 保育所の経営
 - (24) 前各号に掲げる事業を営む企業の経営指導および業務受託
 - (25) 前各号に附帯する一切の業務
- 2 当社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県川越市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、54,634,000株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第8条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株式、新株予約権に関する取り扱いおよび株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第13条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 16 条 株主総会の議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。
- 2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

- 第 17 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 18 条 当会社の取締役は、12 名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

- 第 21 条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

- 第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印もしくは電子署名する。

2 取締役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 31 条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役員数)

第 32 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 35 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会の議事録)

第 39 条 監査役会の議事については、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印もしくは電子署名する。

2 監査役会の議事録は、決議の日から 10 年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であつた者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠つたことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 42 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 43 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 44 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 46 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 47 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 48 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

- 第 49 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。
- 2 未払いの配当金には利息をつけない。

附 則

(最初の事業年度)

- 第 1 条 当会社の最初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

- 第 2 条 第 29 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の時までの期間における当会社の取締役の報酬等の額は、年額 300 百万円以内とする。

(最初の監査役の報酬等)

- 第 3 条 第 40 条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間における当会社の監査役の報酬等の額は、年額 50 百万円以内とする。

(附則の削除)

- 第 4 条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	株式会社ブルーゾーンホールディングス (完全親会社)	株式会社ヤオコー (完全子会社)
株式移転比率	1	1

(注) 1. 本株式移転に伴い、ヤオコーの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。

2. 当社が本株式移転により発行する新株式数（予定）：普通株式41,894,210株

上記新株式数は、ヤオコーの発行済株式総数41,894,288株（2025年3月31日時点）に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、ヤオコーの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。ヤオコーは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ヤオコーが2025年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式78株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受けるヤオコーの株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

2. 株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、ヤオコー単独による株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、本株式移転時のヤオコーの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、株主の皆様は不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が保有するヤオコーの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割り当てることといたします。

なお、上記理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

3. 新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

該当事項はありません。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

(1) 買取請求権の行使の方法について

ヤオコーの株主が、その所有するヤオコーの普通株式につき、ヤオコーに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年6月24日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をヤオコーに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ヤオコーが上記定時株主総会の決議の日（2025年6月24日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

ヤオコーの株主による議決権の行使の方法としては、2025年6月24日に開催されたヤオコーの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、ヤオコーの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、ヤオコーに提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ヤオコーに2025年6月23日午後6時までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、2025年6月23日午後6時ま

でに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、法定の通知期限までに、ヤオコーに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、ヤオコーは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

(3) 組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時におけるヤオコーの株主に割り当てられます。ヤオコーの株主は、自己のヤオコーの普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ヤオコーは、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 206 条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第 773 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③ヤオコーの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ヤオコーの本店において 2025 年 6 月 9 日よりそれぞれ備え置いております。

①は、2025 年 1 月 14 日開催のヤオコーの取締役会において承認された株式移転計画です。

②は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

③は、ヤオコーの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、ヤオコーの営業時間内にヤオコーの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①～③に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 株式移転計画承認取締役会 | 2025年 1 月14日 |
| (2) 定時株主総会基準日 | 2025年 3 月31日 |
| (3) 株式移転計画承認定時株主総会 | 2025年 6 月24日 |
| (4) ヤオコー株式上場廃止日 | 2025年 9 月29日 (予定) |
| (5) 当社設立登記日 (効力発生日) | 2025年10月 1 日 (予定) |
| (6) 当社上場日 | 2025年10月 1 日 (予定) |

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事情により日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(1) 普通株式について

ヤオコーの株主が、その所有するヤオコーの普通株式につき、ヤオコーに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年6月24日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をヤオコーに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ヤオコーが、上記定時株主総会の決議の日(2025年6月24日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 新株予約権について

ヤオコーは、現在、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

1 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

2 組織再編成後の当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるヤオコーの主要な連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

3 組織再編成対象会社

組織再編成対象会社であるヤオコーの主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。

ヤオコーの連結経営指標等

回次	第64期	第65期	第66期	第67期	第68期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	487,189	514,029	541,824	595,348	708,290
経常利益 (百万円)	22,211	23,290	25,597	28,877	32,583
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	14,593	15,382	15,849	18,243	20,176
包括利益 (百万円)	15,259	15,711	16,029	18,429	20,949
純資産額 (百万円)	116,625	128,828	141,613	167,902	185,931
総資産額 (百万円)	269,121	305,997	318,231	342,409	376,206
1株当たり純資産額 (円)	3,003.15	3,317.02	3,644.95	4,121.55	4,447.92
1株当たり当期純利益 (円)	375.81	396.08	407.99	464.43	493.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	353.07	372.04	383.17	440.94	—
自己資本比率 (%)	43.3	42.1	44.5	49.0	48.1
自己資本利益率 (%)	13.2	12.5	11.7	11.8	11.6
株価収益率 (倍)	18.1	16.8	16.9	19.7	18.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,896	30,525	33,276	37,163	43,183
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△23,345	△46,909	△10,516	△26,785	△37,009
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	4,191	15,571	△8,251	△8,075	△5,755
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	32,080	31,268	45,777	48,079	48,498
従業員数 (ほか、平均臨時雇用 者数) (名)	3,804 (12,251)	4,022 (12,922)	4,174 (13,118)	4,347 (13,400)	4,931 (15,921)

- (注) 1. 第68期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 「自己資本利益率」は、期中平均の自己資本を基に算出しております。
3. 「従業員数」は、就業人員数を表示しております。
4. 「従業員数」の(外書)は、臨時従業員の期中平均雇用人員であり、「1日8時間換算」の人員数を表示しております。
5. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第68期の期首から適用しており、第67期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第68期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

第3【発行者（その関連者）と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第 1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2【沿革】

- 2025 年 1 月 14 日 ヤオコーの取締役会において、ヤオコーの単独株式移転による持株会社「株式会社ブルーゾーンホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議
- 2025 年 6 月 24 日 ヤオコーの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ヤオコーがその完全子会社となることについて決議
- 2025 年 10 月 1 日 ヤオコーが単独株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所プライム市場に上場（予定）

なお、当社の完全子会社となるヤオコーの沿革につきましては、ヤオコーの有価証券報告書（2025 年 6 月 24 日提出）をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は持株会社として、グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となるヤオコーの最近連結会計年度末日（2025 年 3 月 31 日）時点における事業の内容は以下のとおりであります。

ヤオコーグループはヤオコー、子会社 6 社及び関連会社 1 社で構成されており、食品を中心とした小売業を主要業務としております。

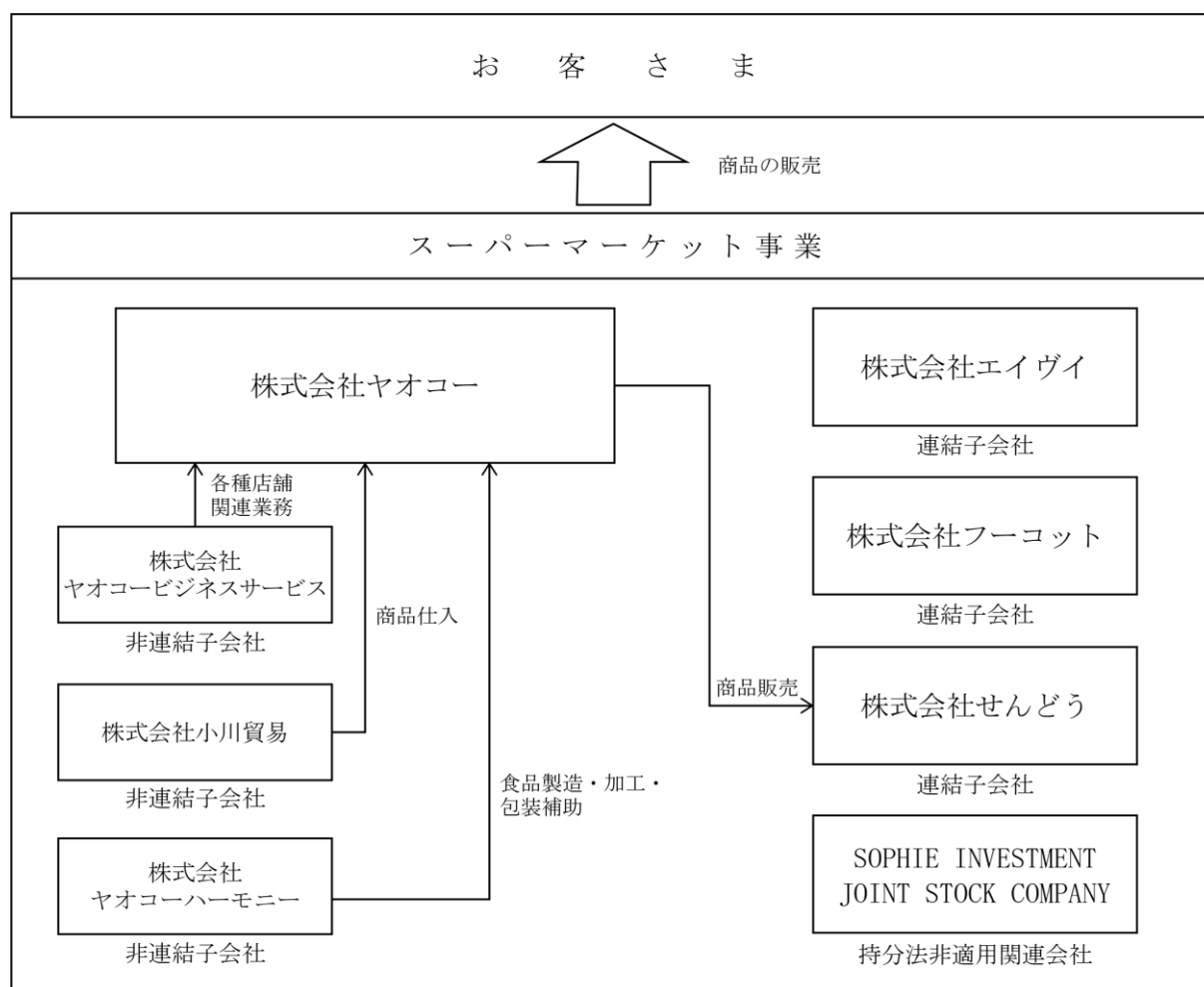
事業内容とヤオコー及び関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

事業内容	会社名	主要業務
スーパー マーケット 事業	株式会社ヤオコー	食品を中心としたスーパーマーケット
	株式会社エイ ヴイ	食品を中心としたスーパーマーケット
	株式会社フーコット	食品を中心としたスーパーマーケット
	株式会社せんだう（注）1	食品を中心としたスーパーマーケット
	株式会社ヤオコービジネスサービス	各種店舗関連業務
	株式会社小川貿易	飲食料品等の卸売及び輸入業
	株式会社ヤオコーハーモニー（注）2	食品製造・加工・包装等の補助、その他付帯業務
	SOPHIE INVESTMENT JOINT STOCK COMPANY	Green Sky Investment and Development Company Limited（食品を中心としたスーパーマーケット）への出資

（注）1. ヤオコーは、2024年4月1日付で、持分法適用関連会社であった株式会社せんだうの株式の一部を譲り受け、連結子会社としております。

2. ヤオコーは、2024年4月1日付で、株式会社ヤオコーハーモニーを新規設立し、非連結子会社としております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるヤオコーの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 ② 上場申請会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5【従業員の状況】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

2. 連結会社の状況

当社の完全子会社となるヤオコーの最近連結会計年度末日（2025年3月31日）時点の従業員の状況は以下のとおりであります。

（1）連結会社

セグメントの名称	従業員数(名)
スーパーマーケット事業	4,931 (15,921)
合計	4,931 (15,921)

- (注) 1 従業員は就業人員であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期中平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 3 当連結会計年度において、従業員数が著しく増加しております。これは主に、株式会社せんだうを連結の範囲に含めたことによるものであります。

（2）ヤオコー

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
4,332(13,953)	40.0	11.5	6,363

- (注) 1 従業員は就業人員であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の期中平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
 4 ヤオコーは、スーパーマーケット事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

3. 労働組合等の状況

（1）当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（2）連結会社の状況

当社の完全子会社となるヤオコーの最近連結会計年度末日（2025年3月31日）時点の労働組合の状況は以下のとおりであります。

① ヤオコー

- イ 名称 全ヤオコー労働組合
 ロ 上部団体名 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟
 ハ 結成年月日 1981年7月14日
 ニ 組合員数 21,255名
 ホ 労使関係 労使関係は円滑に推移しており、特記すべき事項はありません。

② 株式会社せんだう

- イ 名称 せんだう労働組合
 ロ 上部団体名 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟
 ハ 結成年月日 2016年4月6日
 ニ 組合員数 3,077名
 ホ 労使関係 労使関係は円滑に推移しており、特記すべき事項はありません。

③ 株式会社エイヴイ及び株式会社フーコットには、労働組合はありません。

4. 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるヤオコーの最近連結会計年度末日（2025年3月31日）時点の状況は以下のとおりです。

① ヤオコー

当事業年度				
管理職に占める 女性労働者 の割合(%) (注) 1	男性労働者の 育児休業 取得率(%) (注) 2	労働者の男女の 賃金の差異(%) (注) 1、3		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者
8.5	41.0	54.3	77.3	104.7

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出しております。

② ヤオコー以外の連結子会社

当事業年度								
名称	管理職に 占める 女性労働者 の割合(%) (注) 1	男性労働者の 育児休業取得率(%)				労働者の男女の 賃金の差異(%) (注) 1、3		
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期 労働者		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期 労働者
株式会社エイヴィ	0.8	0.0	—	—	(注) 2	48.9	76.2	96.1
株式会社フーコット	6.3	—	50.0	—	(注) 1	51.6	77.5	91.3
株式会社せんだう	2.0	50.0	—	—	(注) 2	45.2	78.4	95.5

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヤオコーの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同社の有価証券報告書（2025年6月24日提出）をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヤオコーのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書（2025年6月24日提出）をご参照ください。

3【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておりませんが、当社は本株式移転によりヤオコーの完全親会社となるため、当社の設立後は、本報告書提出日現在におけるヤオコーの事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定されます。ヤオコーの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本報告書提出日現在においてヤオコーが判断したものです。

(1) 消費動向

少子高齢化に伴いマーケットの縮小が見込まれる一方で、国内外のマクロ経済の先行きが極めて不透明な中で、「消費の二極化」と言われる状況が加速する可能性があります。ヤオコーや連結子会社せんだうでは、旬・主力商品の価格対応、節約志向の強いヤングファミリー層向けの商品開発など「価格コンシャス強化」に取り組んでいます。また、ディスカウント業態である連結子会社エイヴィ、フーコットの出店によりグループ全体で「価格対応」に取り組んでまいります。一方、こうした消費動向の変化の対応に遅れた場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競争激化と特定事業分野への依存

当社グループは、スーパーマーケット、GMS、ドラッグストア、コンビニエンスストア、特定の食領域に特化した専門店や店舗を有しないEコマースなどとも競合関係にあります。また、当社グループは、国内需要に依存したスーパーマーケットを展開する単一のセグメントであります。グループ各社が自律的な成長を果たせず、当社グループの競争力が強化できない場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 労働力不足、人件費などの増加

当社グループが展開するスーパーマーケットは労働集約産業である一方で、生産年齢人口が大きく減少していくことが予想されております。労働環境の改善、勤務制度の整備、教育やインセンティブプランの設定などを通じた「働き甲斐」の向上への取り組み、ダイバーシティや「健康経営」の推進など人材確保に向けた様々な取り組みを行っておりますが、これらが計画通りに進まない場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、社会保障費の増大、最低賃金の引き上げなどにより、中長期に渡って従業員に関する費用が増加していくことが見込まれます。「カイゼン」やITシステムや各種センターを活用した店舗作業削減などの施策に取り組んでおりますが、これら施策が進捗通りに進まない場合には、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) テクノロジーの進展

デジタルデバイスが浸透したことにより、日本国内においても耐久消費財を中心にECをはじめとするオンライン取引が大きく伸長しております。ヤオコーにおいては、今後も、ネットスーパーを拡大させる計画であり、基幹システムの刷新など情報システム分野での設備投資は積極的に行っております。当社グループの成長に寄与するテクノロジーについては、設備投資や外部企業との連携などにより積極的に取り込んでいく計画ではありますが、想定以上にテクノロジーが大きく進展した場合などについては、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 気候変動、環境問題

当社グループは、季節の商品販売動向に基づいて、販売計画を立てておりますが、想定外の気候的な変動により、売上の減少や過剰在庫を招くなど、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

環境問題に対しては、ヤオコーは、マイバッグ運動、食品ロスの軽減、自社エコセンターによるリサイクル推進、節電や再生エネルギーの活用など積極的に取り組んでおります。環境問題への取り組み方針を策定し、脱炭素、リサイクルに向けて対応を進めてまいりますが、対処が遅れたり解決できない場合には、当社グループの事業に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 商品の品質管理

当社グループは、生鮮食品からドライ・加工食品、日配食品など食品中心に広範囲にわたって商品を扱っております。食品の安全性・衛生管理については、お客さまに安心してご購入いただけるよう、トレーサビリティ（商品履歴の管理）、成分表示、衛生管理等を徹底し、品質管理及び商品の表示に関する担当組織の強化を図り、5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を徹底し、安全で衛生的な店づくりを心がけておりますが、食中毒や食品事故等が発生した場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼすほか、社会的信用・ブランドイメージが大きく毀損する可能性があります。

(7) デベロッパーリスク

当社グループは、自社で展開するスーパーマーケットをメインに、ドラッグストア、生活雑貨や衣料品を取り扱う企業などをテナントとして誘致して、住宅地又はロードサイドなど、日常生活圏に立地している生活密着型の商業施設を運営しております。商業施設の中では景気変動の影響は小さいと想定しておりますが、景気後退に伴うテナントの撤退、賃料減額などにより、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 固定資産の減損

当社グループは、店舗に係る有形固定資産など多額の固定資産を保有しております。出店判断時点での売上予測と売上実績が大きく乖離するなど、店舗の収益性が低下することで各店舗の帳簿価額が回収できない場合については、減損処理を行っております。2024年3月期は2,517百万円、2025年3月期は2,019百万円の減損損失を計上しており、当社グループは蓋然性の高い出店計画・投資計画を立てるべく取り組んでおりますが、今後も減損損失を計上する可能性があり、当社グループの財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害・感染症の発生

当社グループは、店舗を含め多数の事業拠点を有しております。各拠点では自然災害や感染症などに対する防災や事業継続性の確保に努めております。しかしながら、想定をはるかに超えた状況が発生し、事業拠点到物理的な損害が生じた場合、当社グループの販売活動や流通・仕入活動が阻害された場合、さらには人的被害が発生した場合などには当社グループの財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) システムトラブル

当社グループは、通信ネットワークやコンピューターシステムを使用し、商品の調達や発注・販売など多岐にわたるオペレーションを実施しております。システムの運用・管理には万全を期しておりますが、想定外の自然災害や事故等により設備に甚大な被害があった場合や、コンピューターウイルスの不正侵入又は従業員の過誤等によるシステム障害が発生した場合は、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 個人情報の管理

当社グループでは、ヤオコーカード会員情報など個人情報を保有しております。個人情報の管理につきましては、情報管理責任者を選任し、情報の保管等について社内ルールを設けるなど個人情報の保護に関する法律等に基づく保護措置を講じておりますが、コンピューターシステムのトラブルや犯罪行為等により顧客情報が流出する可能性があり、その場合、当社グループの事業、財務状況及び業績に悪影響を及ぼすほか、社会的信用・ブランドイメージが大きく毀損する可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヤオコーの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書（2025年6月24日提出）をご参照ください。

5【重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヤオコーにおいても、該当事項はありません。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 3 組織再編成に係る契約等」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヤオコーにおいても、該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結会社の状況

当社の完全子会社となるヤオコーの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書（2025年6月24日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結会社の状況

当社の完全子会社となるヤオコーの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書（2025年6月24日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

1. 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

2. 連結会社の状況

当社の完全子会社となるヤオコーの設備の新設、除去等の計画につきましては、同社の有価証券報告書（2025年6月24日提出）をご参照ください。

第4【上場申請会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2025年10月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定であります。

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	54,634,000
計	54,634,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	41,894,210	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	41,894,210	—	—

(注) ヤオコーの発行済株式総数41,894,288株(2025年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、ヤオコーの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。ヤオコーは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ヤオコーが2025年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式78株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

2025年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年10月1日	41,894,210	41,894,210	9,846	9,846	2,461	2,461

(注) ヤオコーの発行済株式総数41,894,288株(2025年3月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、ヤオコーの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。ヤオコーは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、ヤオコーが2025年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式78株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(4) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となるヤオコーの2025年3月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	26	21	157	194	6	10, 018	10, 422	—
所有株式数 （単元）	—	111, 171	1, 938	154, 210	56, 797	6	94, 572	418, 694	24, 888
所有株式数 の割合（％）	—	26. 55	0. 46	36. 83	13. 57	0. 00	22. 59	100. 00	—

- (注) 1 「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有しているヤオコー株式1,177,539株は、「金融機関」に11,775単元、「単元未満株式の状況」の欄に39株を含めて記載しております。
- 2 自己株式78株は、「単元未満株式の状況」の欄に含めて記載しております。
- なお、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有しているヤオコー株式1,177,539株は、当該自己株式に含めておりません。

(5) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるヤオコーの2025年3月31日現在の株主データに基づき、2025年10月1日時点で予想される大株主の状況は以下のとおりです。

2025年10月1日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の総 数に対する所有株 式数の割合（%）
株式会社川野商事	埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1	7,679	18.33
株式会社川野パートナーズ	埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1	4,222	10.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社（信託口）	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イ ンターシティA I R	3,495	8.34
公益財団法人川野小児医学奨学財団	埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1	1,900	4.54
株式会社武蔵野銀行 （常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目10 番地8 （東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂 インターシティA I R）	1,292	3.09
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,292	3.09
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,141	2.72
株式会社日本カストディ銀行（信託E 口）	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,111	2.65
ヤオコー従業員持株会	埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1	917	2.19
川 野 清 巳	埼玉県川越市	819	1.96
計	—	23,873	56.99

- (注) 1 上記のほかヤオコー所有の自己株式0千株を所有しております。
 なお、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有しているヤオコー株式1,177千株は、当該自己株式に含めておりません。
- 2 上記、株式会社日本カストディ銀行（信託口）のうち、「役員向け株式交付信託」制度に係る株式数は、66千株であります。
- 3 上記、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）は、「株式給付信託」制度に係る株式であります。

(6)【議決権の状況】

①【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本報告書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となるヤオコーの2025年3月31日現在の議決権の状況は以下のとおりであります。

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,869,400	418,694	—
単元未満株式	普通株式 24,888	—	—
発行済株式総数	41,894,288	—	—
総株主の議決権	—	418,694	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「株式給付信託」及び「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有しているヤオコー株式1,177,500株(議決権の数11,775個)が含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、ヤオコー所有の自己株式78株が含まれております。
- 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が所有しているヤオコー株式39株が含まれております。

②【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2025年10月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。

なお、当社の完全子会社となるヤオコーについても、該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は新設会社であるため、配当政策につきましては未定ではありますが、株主の皆様への安定的な利益還元と企業価値の向上に向けた内部留保の充実を基本に、業績と経営環境を勘案して決定する方針とする予定であります。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年3月31日、中間配当については毎年9月30日とする旨を定款で定める予定であります。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2025年10月1日より東京証券取引所プライム市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるヤオコーと同水準若しくはそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、本報告書提出日現在においては未設立であるため、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は未定であります。なお、当社の完全子会社となるヤオコーのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりであります。

ヤオコーのコーポレート・ガバナンスの基本は、株主をはじめとした利害関係者（ステークホルダー）のご期待にお応えし、効率的で健全な企業経営を行うことにより企業価値を最大化することにあります。そのために最も重要なことは、会社法制は勿論のこと、各種法令・ルール・社会規範を遵守し、経営の高い志と求心力を維持しながら、透明でかつ公正な事業の執行をすることにより、企業の安定的・継続的な成長を維持することであると考えます。また、同時にスーパーマーケット事業を通して、商品の安全性確保や社会環境に適合するなど企業の社会的責任（CSR）を広く果たし、お客さまや地域社会に貢献し、独自の存在感ある企業を目指して経営を行うこととも位置づけております。

上記のコーポレート・ガバナンスの考え方を具体的に実践するために、取締役会が取締役の業務執行を有効に監督し、徹底したコンプライアンス体制のもと財務の信頼性を確保するとともに、人的依存度の高いスーパーマーケット事業として、その担い手である社員一人ひとりの高いモラルやモチベーションの維持については特に留意してまいります。それは、ヤオコーの経営理念、社是に謳われている創業精神を徹底することが、自主的かつ主体的にコーポレート・ガバナンスが貫徹された企業を創造することになると考えられるからです。万一、問題が生じた場合にも、経営が高い求心力を持って組織的かつ迅速に適切な対応をいたしてまいります。

② 企業統治の体制

当社は、本報告書提出日現在においては未設立であるため、企業統治の体制は未定であります。なお、当社の完全子会社となるヤオコーにおける企業統治の体制の概要は以下のとおりであります。

ヤオコーは監査役会設置会社であります。役員は取締役8名、監査役4名の体制となっており、このうち取締役3名及び監査役3名は社外からの選任であります。

社外取締役には、ヤオコー経営体制の強化及び業務執行の監督を目的に、経営者としての経験、見識を有する者を選任しております。また、社外監査役には、ヤオコーの業務執行に関し、適法性・妥当性確保の観点から専門家（税理士、保健所・警察経験者）を選任しております。なお、ヤオコーは、定款の定めにより、取締役の定数を12名以内とし、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないこととしております。

ヤオコーの最高意思決定機関である取締役会は、代表取締役社長川野澄人が議長を務めており、その他のメンバーは、代表取締役会長川野幸夫、専務取締役上池昌伸、常務取締役石塚孝則、取締役八木橋博亮、社外取締役斉藤麻子、社外取締役葛原孝司、社外取締役鎌田由美子、常勤監査役山田昌宏、社外監査役佐藤幸夫、社外監査役橋本勝弘、社外監査役五十嵐毅の取締役8名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成されており、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行の状況を逐次監督しております。日常業務の遂行につきましては、各本部長を任命し、必要な権限を委譲して業務の迅速化を進める体制を構築しております。なお、社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し、それぞれの豊富な経験と高い識見に基づいた提言や意見表明を行っております。

監査役会は、常勤監査役山田昌宏が議長を務めており、その他のメンバーは、社外監査役佐藤幸夫、社外監査役橋本勝弘、社外監査役五十嵐毅の監査役4名（うち社外監査役3名）で構成されており、監査役相互の情報共有と意思確認を行い、取締役の職務執行における監査状況の共有をしております。

取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置しております。各委員会の委員構成は独立社外取締役3名、社内取締役2名、委員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は、独立社外取締役が務めております。指名委員会においては、取締役の選任・解任、監査役候補者の推薦等について、報酬委員会においては、取締役の個人別の報酬等について審議することにより、社外役員の知見及び助言を活かすとともに、取締役、監査役の指名及び取締役の報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、よって、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図っております。

また、経営推進会議を設置し、ヤオコー並びに関係会社の経営及び業務運営管理に関する重要執行方針を協議もしくは決定することとし、経営の透明性を確保しております。経営推進会議は、代表取締役社長川野澄人が議長を務めており、その他のメンバーは、代表取締役会長川野幸夫、専務取締役上池昌伸、常務取締役石塚孝則、取締役八木橋博亮、常勤監査役山田昌宏の取締役5名、監査役1名、執行役員7名、その他各部室長10名を中心に構成されております。

ヤオコーは、社外取締役による監督、社外監査役による監査及び経営推進会議による協議等により、経営の監視機能の客観性及び中立性の確保等が十分に機能する企業統治体制が整っていると考えております。

③ 内部統制システムの整備状況

当社は、本報告書提出日現在においては未設立であるため、内部統制システムの内容については未定であります。なお、当社の完全子会社となるヤオコーにおける内部統制システムの整備状況は以下のとおりであります。

＜内部統制＞

内部統制に関する事項につきましては、社長直轄組織であるリスクマネジメント室が所管し、内部統制に関する方針・対策の立案、制度の運営・評価及び情報収集及び、内部統制に関する会議体の事務局、監査法人や監査役の窓口として必要な対応を行っております。さらに、内部統制委員会を設置し、財務報告における内部統制の観点からのチェックをはじめ、内部統制に係る重要事項について、社長に定例的に報告するとともに、関連部門への指示・調整・情報共有等を図っております。

＜内部監査＞

業務ラインから独立した監査部が設置されており、ヤオコーグループの最適経営に資するため、ヤオコーグループの業務運営の適切性及び資産の健全性の確保を目的として、子会社を含め内部監査を随時実施し、コンプライアンスやリスク管理を含む内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。

＜コンプライアンス＞

コンプライアンス、個人情報の管理等及び公正取引の推進に関する事項につきましては、コンプライアンス委員会（事務局リスクマネジメント室）を設置し、コンプライアンスに係る基本的な事項及び重要な施策などを決定・実施しております。

また、同委員会では、ヤオコーグループとして遵守すべき行動の基準・考え方を規定した「ヤオコーグループ行動基準」（2004年9月制定・2020年1月最終改定）に基づき、必要な社内制度・体制の整備を図るとともに、社内研修等を通して全社員に徹底してまいりました。

2005年4月に施行されました個人情報の保護に関する法律への対応につきましても、「個人情報保護方針」、「個人情報管理規程」を制定し、適正な管理・運用、周知徹底を図ってまいりました。

2006年4月に施行され、2022年6月に改正されました公益通報者保護法への対応も、社内に公益通報対応業務従事者を指名のうえ、受付窓口を置き重要な通報につきましては調査を実施し、再発防止に努めております。

2015年10月に施行されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律への対応につきましても、「個人番号および特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」、「個人番号および特定個人情報管理規程」を制定し、適正な管理・運用、周知徹底を図っております。

なお、ヤオコーは、内部統制システム構築の一環として、2012年5月9日開催の取締役会において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して断固たる態度・行動をとり、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長する行為は行わない。また、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と密に連絡して対応する。」ことを決議しております。

重要な課題でありますE S G、S D G s (持続可能な開発目標)への対応につきましては、環境委員会(事務局ロジスティクス推進部)を設置し、「CO₂排出量削減」「プラスチック削減・リサイクル推進」「食品ロス削減」を重点に取り組み、サステナブル社会に貢献いたしております。

＜I R 広報＞

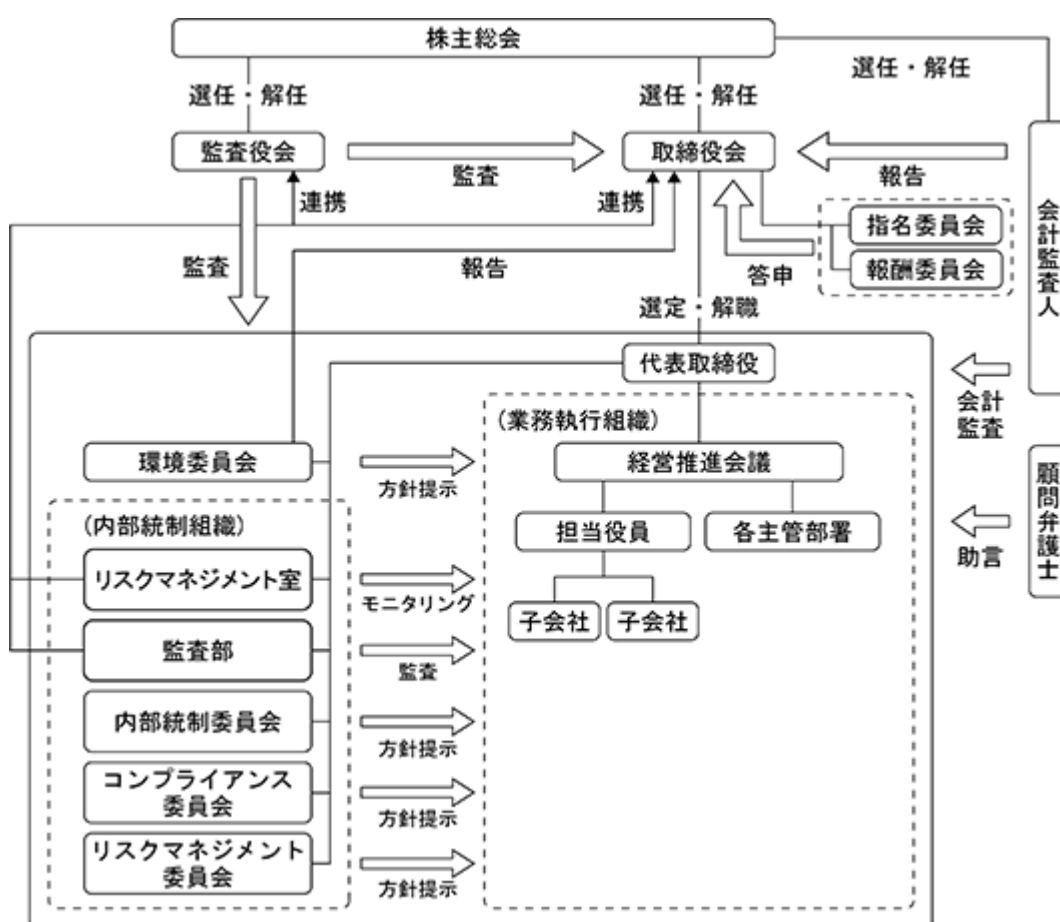
I R 広報活動につきましては、各種投資家説明会等を通して、経営情報や投資判断に必要な情報の適時かつ積極的な開示に努めております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、本報告書提出日現在においては未設立であるため、リスク管理体制の内容については未定であります。なお、当社の完全子会社となるヤオコーにおけるリスク管理体制の整備の状況は以下のとおりであります。

ヤオコーグループ全体の事業等に関するリスクを把握し管理するため、リスクマネジメント委員会(事務局リスクマネジメント室)を設置し、リスク管理に関する基本方針や体制を定め、リスク管理体制及び管理手法を整備し、グループ全体にわたるリスクマネジメントを総括的かつ個社別に推進しております。

ヤオコーの業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況の模式図は次のとおりです。



⑤ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、本報告書提出日現在においては未設立であるため、子会社の業務の適正を確保するための体制の内容については未定であります。なお、当社の完全子会社となるヤオコーにおける子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況は以下のとおりであります。

ヤオコーグループ全体の業務の適正を確保するため、経営推進会議、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の各会議体には子会社の取締役を参加させ、子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、子会社における損失の危険の管理が適切に行われ、子会社における取締役の職務執行が効率的に行われるように取り組んでおります。また、子会社の取締役、監査役及び使用人がリスクマネジメント室又は監査役に報告するための体制も整備しております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑦ 株主総会の決議事項を取締役会で決議することができる事項

剰余金の配当等

当社は、株主への機動的な配当政策を図ることを目的として、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定める予定であります。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的に、会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う旨を定款で定める予定であります。

⑨ 取締役会、指名委員会、報酬委員会の活動状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヤオコーの2025年3月期（2024年4月～2025年3月）における取締役会、指名委員会、報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。

イ 各会議体の委員と出席回数

役職名	氏名	会議体		
		取締役会	指名委員会	報酬委員会
代表取締役会長	川野 幸夫	○(13/13回)	○(2/2回)	○(2/2回)
代表取締役社長	川野 澄人	◎(13/13回)	○(2/2回)	○(2/2回)
専務取締役	上池 昌伸	○(13/13回)	—	—
常務取締役	石塚 孝則	○(13/13回)	—	—
取締役	八木橋 博亮	○(13/13回)	—	—
社外取締役	黒川 重幸	○(12/13回)	◎(2/2回)	◎(2/2回)
社外取締役	斉藤 麻子	○(13/13回)	○(2/2回)	○(2/2回)
社外取締役	葛原 孝司	○(13/13回)	○(2/2回)	○(2/2回)
常勤監査役	若林 孝雄	○(4/4回)	—	—
常勤監査役	山田 昌宏	○(9/9回)	—	—
社外監査役	佐藤 幸夫	○(13/13回)	—	—
社外監査役	橋本 勝弘	○(13/13回)	—	—
社外監査役	五十嵐 毅	○(13/13回)	—	—

(注) 1 ◎は議長・委員長、○は構成員

2 () 内左側：出席回数、右側：出席対象回数

3 常勤監査役若林孝雄は、2024年6月25日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。

4 常勤監査役山田昌宏は、2024年6月25日開催の第67回定時株主総会決議をもって就任しております。

ロ 取締役会における開催頻度及び具体的な検討内容

取締役会は、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に臨時に開催しております。具体的な検討内容は、会社組織の変更、代表取締役・役付取締役及び執行役員の選定、重要な人事の決定、出店及び閉店の決定、決算の承認、経営計画及び予算案の策定、内部統制システムの整備、その他重要な業務執行に関する事項であります。

ハ 指名委員会、報酬委員会における開催頻度及び具体的な検討内容

指名委員会は、原則として毎年1回以上定例的に開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。具体的な検討内容は、取締役の選任・解任に関する事項、監査役候補者の推薦等であります。

報酬委員会は、原則として毎年2回以上定例的に開催するほか必要に応じて臨時に開催しております。具体的な検討内容は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針に関する事項等であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

2025 年 10 月 1 日付で就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

男性 9 名 女性 2 名 (役員の中の女性の比率 18.18%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
代表取締役会長	川 野 幸 夫	1942年 4 月 25 日生	1969年 1 月 1974年 3 月 1974年 10 月 1981年 5 月 1985年 1 月 2007年 6 月	有限会社八百幸商店入社 営業部長 有限会社八百幸商店を改組し、株式会社ヤオコー設立 取締役 同社専務取締役 同社代表取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現任)	(注) 3	7,032
代表取締役社長	川 野 澄 人	1975年 10 月 27 日生	2001年 3 月 2001年 4 月 2009年 1 月 2009年 6 月 2009年 12 月 2011年 3 月 2011年 6 月 2012年 2 月 2013年 4 月 2017年 4 月 2021年 2 月	株式会社新生銀行退職 株式会社ヤオコー入社 同社グロッサリー部長 同社取締役 同社経営改革推進本部副本部長 同社経営改革推進本部副本部長兼営業統括本部副本部長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長(現任) 株式会社エイヴイ代表取締役(現任) 株式会社フーコット代表取締役(現任)	(注) 3	7,510
取締役	上 池 昌 伸	1964年 5 月 5 日生	2004年 12 月 2005年 1 月 2008年 4 月 2008年 6 月 2013年 4 月 2013年 6 月 2019年 3 月 2020年 3 月 2022年 3 月 2024年 3 月 2025年 3 月	株式会社みずほコーポレート銀行退職 株式会社ヤオコー入社 同社開発本部長兼開発統括部長 同社取締役 同社経営管理本部長兼経営企画室長兼人事総務本部長 同社常務取締役 同社経営管理本部長兼人事総務本部長兼開発本部管掌 同社管理本部長兼開発本部管掌 同社専務取締役(現任) 同社管理本部長兼開発本部管掌兼財務部長 同社管理本部長兼開発本部管掌(現任)	(注) 3	62
取締役	石 塚 孝 則	1973年 11 月 5 日生	1996年 4 月 2012年 2 月 2015年 4 月 2015年 6 月 2020年 3 月 2021年 3 月 2022年 3 月 2022年 3 月 2025年 4 月	株式会社ヤオコー入社 同社営業統括室長 同社デリカ事業部長 同社取締役 同社販売第一部長兼販売第二部長兼販売管掌 同社営業統括本部副本部長兼販売第一部長兼販売第二部長 同社常務取締役(現任) 同社営業統括本部長 同社営業統括本部長兼販売第一部長兼販売第二部長兼販売管掌(現任)	(注) 3	21

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
取締役	斉 藤 麻 子	1968年1月21日生	1990年4月 1997年9月 2000年3月 2002年6月 2008年10月 2015年6月 2015年8月 2018年6月 2019年3月 2020年5月 2020年11月 2020年11月 2024年6月	メルセデス・ベンツ日本株式会社入社 株式会社ボストン コンサルティング グループ 入社 ルイ・ヴィトン ジャパン株式会社入社 株式会社セリュックスCOO(最高執行責任者) 株式会社ドラマティック代表取締役社長 株式会社ヤオコー取締役(現任) 株式会社コギト・エデュケーション・アンド・ マネジメント取締役 ワタベウェディング株式会社社外取締役 三菱鉛筆株式会社社外取締役(現任) 株式会社三陽商会社外取締役 株式会社サーキュレーション社外取締役 (現任) 株式会社BLOOM代表取締役(現任) スパークス・グループ株式会社社外取締役(監査 等委員)(現任)	(注)3	4
取締役	葛 原 孝 司	1964年12月1日生	1988年4月 2011年4月 2012年10月 2012年10月 2013年4月 2018年4月 2018年4月 2018年4月 2020年4月 2021年10月 2022年1月 2022年6月	株式会社リクルート(現株式会社リクルートホール ディングス)入社 同社執行役員 株式会社リクルートホールディングス執行役員 株式会社リクルート住まいカンパニー代表取締 役社長 RGF Hongkong Ltd President RGF International recruitment business Chairman 株式会社リクルートジョブズ代表取締役社長 株式会社リクルート執行役員 株式会社リクルート顧問 ネットスマイル株式会社社外取締役 株式会社バック・エックスホールディングス社 外取締役(現任) 株式会社ヤオコー取締役(現任)	(注)3	2
取締役	鎌田 由美子	1966年2月23日生	1989年4月 2005年6月 2010年6月 2013年5月 2015年2月 2015年3月 2015年6月 2018年12月 2020年6月 2021年6月 2022年6月 2025年4月 2025年6月	東日本旅客鉄道株式会社入社 株式会社J R東日本ステーションリテイリング 代表取締役社長 東日本旅客鉄道株式会社事業創造本部 地域活性化部門長 同社研究開発センター フロンティアサービス研究所副所長 カルビー株式会社上級執行役員事業開発本部長 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社 外取締役 株式会社みちのく銀行社外取締役 株式会社ONE・GLOCAL代表取締役社長 (現任) 太陽ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締 役(現任) 株式会社Aoba-BBT社外取締役(現任) 多摩大学大学院 客員教授(現任) 株式会社ヤオコー取締役(現任)	(注)3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (百株)
監査役 (常勤)	山 田 昌 宏	1963年6月13日生	2014年3月 2014年4月 2015年3月 2018年3月 2024年6月	みずほ信託銀行株式会社退職 株式会社ヤオコー入社 人事部人事担当部長 同社人事部業務担当部長 同社内部統制室長兼コンプライアンス室長 同社監査役(常勤)(現任)	(注) 4	27
監査役	佐 藤 幸 夫	1954年1月27日生	2009年10月 2011年3月 2012年3月 2013年3月 2014年3月 2017年6月	川口警察署長 埼玉県警察本部地域部長 埼玉県警察本部生活安全部長 埼玉県警察本部総務部長 退官 株式会社ヤオコー監査役(非常勤)(現任)	(注) 4	7
監査役	橋 本 勝 弘	1954年3月10日生	2012年4月 2014年3月 2014年4月 2014年4月 2020年6月	埼玉県食肉衛生検査センター所長 退官 学校法人佐藤栄学園花咲徳栄高等学校非常勤講師(現任) 一般社団法人埼玉県食品衛生協会食品衛生責任者養成講習会講師(現任) 株式会社ヤオコー監査役(非常勤)(現任)	(注) 4	4
監査役	五 十 嵐 毅	1957年11月1日生	2012年7月 2017年7月 2018年7月 2018年8月 2020年6月 2023年2月 2024年6月	小千谷税務署長 関東信越国税局徴収部長 退官 税理士事務所開業(現任) 株式会社ヤオコー監査役(非常勤)(現任) えちご中越農業協同組合監事(非常勤)(現任) 株式会社エヌ・シィ・ティ監査役(常勤)(現任)	(注) 4	4
合計						14,674

- (注) 1 取締役斉藤麻子、葛原孝司及び鎌田由美子は、社外取締役であります。
- 2 監査役佐藤幸夫、橋本勝弘及び五十嵐毅は、社外監査役であります。
- 3 取締役の任期は、2025年10月1日の会社設立時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、2025年10月1日の会社設立時から2029年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 代表取締役社長川野澄人は、代表取締役会長川野幸夫の次男であります。
- 6 所有株式数は、2025年3月31日現在におけるヤオコー株式の所有状況に基づき記載しております。

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、当社の社外監査役は3名となる予定であります。

斉藤麻子氏は、マーケティング及びブランディングにおける経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただく事を期待し、当社の社外取締役として適任と判断し選任予定であります。

葛原孝司氏は、人材業界における経営者としての実績、見識が高く評価されており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただく事を期待し、当社の社外取締役として適任と判断し選任予定であります。

鎌田由美子氏は、新規事業開発や商品・サービス開発における豊富な経営経験と幅広い産業分野におけるガバナンスや成長支援の知見を有しております。こうした経験・知見をもとに、当社の経営に対し適切な監督、有益な助言をいただく事を期待し、当社の社外取締役として適任と判断し選任予定であります。

佐藤幸夫氏は、危機管理等の専門的な見識や経営に関する見識があり、豊かな経験を当社の監査に反映していただくため、当社の社外監査役として選任予定であります。なお、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

橋本勝弘氏は、衛生の管理監督者としての豊かな経験と知識を当社の監査に反映していただくため、当社の社外監査役として選任予定であります。なお、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

五十嵐毅氏は、税理士としての専門家の観点から、会計・税務に関する豊かな経験と知識を当社の監査に反映していただくため、当社の社外監査役として選任予定であります。なお、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準として、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を適用する予定です。

斉藤麻子氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係が生じる予定はありません。葛原孝司氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係が生じる予定はありません。鎌田由美子氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係が生じる予定はありません。

佐藤幸夫氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係が生じる予定はありません。橋本勝弘氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係が生じる予定はありません。五十嵐毅氏と当社との間に、人的関係、資本的关系、取引関係及びその他の利害関係が生じる予定はありません。

当社は、上記社外取締役就任予定者3名及び上記社外監査役就任予定者3名を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。

(3) 【監査の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、ヤオコーの監査の状況については、以下のとおりであります。

① 監査役会監査の状況

イ 組織・人員

ヤオコーの監査役は4名であり、常勤監査役1名と社外監査役3名から構成されております。

監査役会は、ヤオコーの監査役会に求められる業務執行の適法性・妥当性を確保するための体制として、ヤオコーの業務執行経験を有し全社的な視野に立った監査業務を遂行できる者を1名、また、社外監査役については、財務及び会計に関する専門家、食品衛生管理及び防犯・危機管理に関する各専門家を基軸として3名を選任しています。なお、社外監査役五十嵐毅は税理士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役の職務遂行に当たっては、監査部及びリスクマネジメント室と情報の共有を図るとともに職務遂行に必要な場合にはそれら部門のサポートを受けるなど、その体制を整えております。

ロ 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会に先立ち月次開催するほか、必要に応じ随時開催されます。

最近事業年度（2025年3月期）は、監査役会を原則として毎月1回以上開催し、合計で16回開催しました。1回当たりの所要時間は約124分でした。

各監査役の最近事業年度に開催した監査役会への出席状況は、次のとおりです。

役 職 名	氏 名	監査役会出席状況
常勤監査役	若林 孝雄	6/6回
常勤監査役	山田 昌宏	10/10回
社外監査役	佐藤 幸夫	16/16回
社外監査役	橋本 勝弘	16/16回
社外監査役	五十嵐 毅	16/16回

- (注) 1 常勤監査役若林孝雄は、2024年6月25日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しております。
- 2 常勤監査役山田昌宏は、2024年6月25日開催の第67回定時株主総会決議をもって就任しております。

監査役会は、最近事業年度の「経営方針」及び「行為計画」を踏まえて作成した監査計画に則り、経営の目標達成、経営管理の改善・向上に資する監査を実施することを基本の方針としております。

最近事業年度は、主に食品衛生・食品表示に係るリスク管理、グループ企業の内部統制システムの整備状況及び運用状況並びに固定資産に関する減損会計について重点項目として取り組み、具体的な検討内容は次のとおりです。

決議(9件)： 監査役候補者の同意、常勤監査役、特定監査役及び監査役会議長の選定、監査方針・監査計画、会計監査人の再任、会計監査人の監査報酬に対する同意、監査役会監査報告書 等

審議・協議 (17件)： 監査役報酬、子会社監査役と子会社運営の状況、内部統制システムの整備・運用状況、グループ内部統制システムの整備・運用状況、食品表示・衛生管理に係るリスク管理の課題、会計監査人の品質管理、会計監査人の評価・再任等の審議、監査報告書作成プロセス 等

報告(31件)： 重要会議の計画・概要、経営推進会議報告、業況の報告、内部統制部門の運営報告、内部監査部門の運営報告、ホールディングス化に関する事項 等

なお、社外取締役との意見交換を2回開催、業務執行に係る情報共有に努め、ヤオコーのリスクや課題等について意見交換を行い連携を深めるとともに、代表取締役との意見交換を実施いたしました。

また、監査役会は、会計監査人から監査計画の説明を受け、その内容に沿った監査業務の遂行状況を確認しており、期中レビューの概要及び結果の報告、品質管理の報告、監査上の主要な検討事項の協議及び期末棚卸の立会等連携を図っております。

ハ 監査役の主な活動

監査役は、取締役、子会社監査役及び関係部門との連携・情報の共有を図るとともに、監査役間の意思疎通を深め実効ある監査に努めました。

監査役は、取締役会に出席し議事運営、決議内容等を監査し、必要に応じ適切な助言、提言を行い取締役会の実効性を高めております。

また、監査役は方針発表会やその他重要な会議に適宜出席し、中期経営計画及び最近事業年度の運営方針の進捗状況の把握に努めるほか、会計監査人と定期的にコミュニケーションを図り、監査計画や期中監査の実施状況の経過、結果について報告を受けるとともに、会計監査人の監査への立会いや監査体制の課題等に関しても対応策に関する意見交換を実施しております。なお、内部統制の整備・評価の状況につきましては、リスクマネジメント室から随時報告を受けるとともに、評価書類・証憑書類等の検証を行っております。

最近事業年度において、常勤監査役は、取締役会、経営推進会議、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスクマネジメント委員会その他重要な会議に適宜出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めるとともに、重要な決裁書類等の閲覧を行っております。また、監査部の店舗監査の立会、店舗及びデリカ・生鮮センター棚卸の立会等を含め主要な事業所の往査を適宜実施しております。これらの結果については、逐次、監査役会に報告し監査役間で情報を共有しております。

社外監査役は、取締役会、方針発表会等に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況を聴取する他、常勤監査役より監査の実施状況及び結果について報告を受け、それぞれの専門家としての知見を活かし助言、提言を行うほか、経営に関する個別問題に関しても法的側面並びにコンプライアンスの観点から多角的に助言を行っております。また、店舗の運営状況や東松山デリカ・生鮮センター等の事業所を適宜視察し、監査役会にて情報の共有に努めております。

② 内部監査の状況

ヤオコーにおける内部監査部門は、代表取締役社長が直轄する組織として監査部(6名体制)を設置しております。内部監査の活動及び結果については、代表取締役社長に月次報告するとともに常勤監査役にも報告しております。また、内部監査の実効性を確保するために、内部監査の結果については原則年2回、取締役会及び監査役会に対して直接報告することとしております。

監査部は、ヤオコー及びヤオコーグループ会社を対象として、内部監査規程に基づき、業務の適正性を監査するとともに、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システム・プロセスの運用状況の評価を実施しております。

店舗検査実績：(株)ヤオコー194店舗(年2回)・(株)エイヴイ14店舗(年1回)・(株)フーコット5店舗(年1回)・(株)せんだう24店舗(年1回)

監査部がリスク管理の観点から、規程類の遵守状況・防犯・衛生管理等に関する事項について実施しております。監査部による監査結果については、適宜常勤監査役にも報告が行われており、その結果を踏まえて監査役会とは随時情報交換を実施しております。また、内部統制につきましては、整備状況の評価をリスクマネジメント室が、運用状況の評価を監査部が分担して行い、それぞれの評価結果を四半期ごとに内部統制委員会に報告しております。なお、内部統制監査の結果については、監査法人の監査を受け相互牽制体制を確保しております。

③ 会計監査の状況

イ 監査法人の名称及び監査業務を執行した公認会計士

会計監査につきましては、監査法人A&Aパートナーズと監査契約を締結しており、法定基準のほか、会計上の課題について随時確認を行い、適正な処理を行っております。なお、監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成につきましては以下のとおりであります。

継続監査期間
20年間
監査業務を執行した公認会計士の氏名
業務執行社員 村田 征仁
業務執行社員 吉村 仁士
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士6名、その他10名 合計16名

ロ 会計監査人の選定方針及び理由

監査役会は、会計監査人の選定にあたり、監査法人の職業倫理及び独立性、並びに法令等の遵守状況、品質管理体制、ヤオコー及び他社における監査実績、監査報酬見積額の適切性等を検討の上、選定する方針としています。

監査法人A&Aパートナーズにつきましては、独立性の保持及び品質管理のための体制が整備されていること、法令等の遵守状況に問題ないこと、ヤオコー及び他社における監査実績が認められること等から、監査役会は、同監査法人を会計監査人として選定しております。

ハ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合は、監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況やヤオコーの監査体制等を勘案し、会計監査人の変更を必要と認める場合には、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

④ 監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役会は、会計監査人の再任（または選任、解任、不再任）の決定権行使にあたり、監査法人について評価を行っておりますが、その際は次の観点から評価しております。

イ 会計監査人が監査品質を維持し、適切に監査しているか

ロ 会計監査人の職業倫理及び独立性、並びに法令等の遵守状況

監査法人の評価に際し、監査役会は、監査法人の監査方針及び監査体制について聴取するとともに、当該事業年度の監査計画、監査実績の報告及び期中におけるレビューを含めた日常の監査等の実施状況について精査しております。

監査役会は、監査法人A&Aパートナーズを会計監査人として再任するにあたり、ヤオコーの財務部門及び内部統制部門の意見も含め同監査法人について評価した結果、会計監査人としての監査業務が適切に行われていると認められ、指摘する事項がないことを確認し判断しております。

⑤ 監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度 (2024年3月期)		当連結会計年度 (2025年3月期)	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	42	—	43	—
連結子会社	—	—	—	—
計	42	—	43	—

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イを除く）
該当事項はありません。

ハ その他重要な報酬の内容
該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

ヤオコーは、監査公認会計士等から監査計画書を基に算定された監査報酬の見積額の提示を受け、当該計画書の監査日程・監査内容等について監査法人と協議を行い、適切な監査業務の遂行に必要な監査時間が確保されているかどうかを判断し、監査役会の同意を得て決定しております。

ホ 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠の適切性について検討を行った上で、会計監査人の報酬等の額について合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

（４）【役員の報酬等】

① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

② 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

③ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

④ 役員ごとの連結報酬等の総額等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となるヤオコーの2025年3月31日現在の株式の保有状況については、次のとおりであります。

① 投資株式の区分の基準及び考え方

ヤオコーは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式について、次のとおり区分しております。投資株式のうち、商品の開発・調達、物流、店舗出店、資金の安定調達等の過程におけるさまざまな企業との協力関係や事業戦略を考慮し、中長期的視点により保有している株式を、純投資目的以外の目的である投資株式と定義しております。また、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的に保有している株式を、純投資目的である投資株式と定義しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

ヤオコーは、純投資目的以外の目的である投資株式について、商品の開発・調達、物流、店舗出店、資金の安定調達等の過程におけるさまざまな企業との協力関係や事業戦略を考慮し、中長期的視点により保有しております。

ヤオコーは、取締役会において個別銘柄毎に、保有理由及び取引内容の適切性、価値の変動額、取得原価と配当金による採算性を判断基準とし、保有の合理性及び適切性を検証しております。継続して保有する必要がないと判断した株式については売却を進めるなど、純投資目的以外の目的である投資株式の縮減に努めております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	0
非上場株式以外の株式	9	190

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株 式の保有 の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社武蔵野銀行	28,863	28,863	資金借入取引その他の金融取引にお いて、同社との良好な取引関係の維 持、強化を図るため	有
	94	85		
野村ホールディングス株式 会社	22,100	22,100	株式市場に関する情報の提供を受け るなど、同社との良好な取引関係の維 持、強化を図るため	有
	20	21		
加藤産業株式会社	3,633	3,633	加工食品の安定仕入を目的とし、同社 との良好な取引関係の維持、強化を図 るため	有
	17	16		
三井住友トラストグループ 株式会社	4,400	4,400	資金借入取引その他の金融取引にお いて、同社との良好な取引関係の維 持、強化を図るため	有
	16	14		
株式会社三井住友フィナン シャルグループ	3,330	1,110	資金借入取引その他の金融取引にお いて、同社との良好な取引関係の維 持、強化を図るため	有
	12	9		
株式会社三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	5,945	5,945	資金借入取引その他の金融取引にお いて、同社との良好な取引関係の維 持、強化を図るため	有
	11	9		
株式会社東和銀行	13,541	13,541	資金借入取引その他の金融取引にお いて、同社との良好な取引関係の維 持、強化を図るため	有
	8	9		
理研ビタミン株式会社	2,000	2,000	加工食品の安定仕入を目的とし、同社 との良好な取引関係の維持、強化を図 るため	無
	4	5		
株式会社りそなホールディ ングス	3,100	3,100	資金借入取引その他の金融取引にお いて、同社との良好な取引関係の維 持、強化を図るため	有
	3	2		

(注) 1 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、当該企業との取引金額の増減、株式保有による採算（配当利回り、評価損益）等により検証しております。

2 株式会社三井住友フィナンシャルグループは、2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計 上額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	251	—	—
非上場株式以外の株式	4	281	4	289

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	△1,359
非上場株式以外の株式	4	—	257

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの
該当事項はありません。

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの
の
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるヤオコーの経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書（2025年6月24日提出）をご参照ください。

第6【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	4月1日から3月31日まで（ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から2026年3月31日までとする予定であります。）
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	（特別口座） 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL：未定
株主に対する特典	未定

（注）当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定める予定であります。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【上場申請会社の参考情報】

1【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当社は、株式移転計画に係る取締役会決議日から本報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1)【有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類】

2025年6月6日 関東財務局長に提出

(2)【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書及びその添付書類）】

2025年6月27日 関東財務局長に提出

(3)【訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書及びその添付書類）】

2025年8月1日 関東財務局長に提出

なお、当社の完全子会社となる予定のヤオコーが、最近事業年度の開始日から本報告書提出日までの間において提出した有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書、臨時報告書並びに訂正報告書は以下のとおりであります。

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

①【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第68期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月24日関東財務局長に提出。

②【半期報告書】

該当事項はありません。

③【臨時報告書】

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく
臨時報告書

2025年6月26日関東財務局長に提出。

④【訂正報告書】

訂正報告書（2025年1月14日付臨時報告書の訂正報告書）2025年4月18日関東財務局長に提出。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社ヤオコー本店

（埼玉県川越市新宿町一丁目10番地1）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第 1【最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第 2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

該当事項はありません。